第一回国会議員選挙と国民党

田中比呂志

はじめに

辛亥革命を経過して成立した中華民国は、政治体制の上から言えば、それまでの伝統的専制王朝体制とは、全くその内容を異にする共和制を採用した。その要諦は憲法である『中華民国臨時約法』(以下『約法』と記す)に集約される。その『約法』には、欧米の政治制度に倣う議院内閣制が盛り込まれた。議院内閣制であるからには、当然ながら議会が重要な意味を持つ。事実、民国元年には、臨時参議院で多数の法律が討議・議決されている。しかし、臨時約法、臨時大総統、臨時参議院と、みな「臨時」という言葉を冠していることからも知ることができるように、これらは『約法』第五十三条に定められている如く、いずれは「正式」なものに移行することを予定されていた。

それらの中で最初に着手されねばならなかったのが国会議員の選出である。臨時参議院の北京移転後、議会・選挙に関する法案の討論・議決が相次いで行われ、民国元年十二月には中国史上最初の選挙が実施されるに至ったのであった。ここで言う選挙とは、もちろん中国固有の、かの伝統的官吏登用制度であった科挙制度の「選挙」ではない。自国の「近代化」を通じて、対欧米従属状態からの脱却を模索する中国が、先の議院内閣制と同様に、欧米近代の政治システムに範を取った選挙のことである。

この第一回国会議員選挙には、政権の獲得をめざして

四つの政党が臨んだ。その結果、宋教仁率いる国民党が院内第一党の地位を占めたことは既に知られているところである。国民党は結成以来、袁世凱によって解散に追い込まれるまで、わずか一年余の命脈を保ったに過ぎなかったが、政局の節目節目では常に重要な役割を演じてきた。国民党は、来るべき第一回国会議員選挙の勝利を期して結成された政党であった。これまでの第一回国会議員選挙および国民党に関する研究成果はそれほど厚くない。[1] しかも、それらの研究では、選挙に関する人々の関心やその中での国民党の組織的展開、活動について十分に明らかにされているとは言い難い。

そこで、以下、本稿では、先行研究によりつつ、第一回国会議員選挙に焦点を絞り、この選挙に「勝利」した国民党の組織および活動について論じてみたい。

一　選挙制度の制定

選挙の実施に先立って、一九一二年三月一一日の『約法』の公布を皮切りに、次々に関係法案が制定されて行った。これらの一連の法令は、当然ながら当時の社会情勢や、法令の起草・制定に参画した人々の価値観を反映しているものと考えられる。制度そのものについては、すでに先行研究に述べられている部分も少なくないが、議論の展開の上で必要なことでもあるので、先行研究を補いつつ必要最少限触れておくことにしたい。

まず、二院制の採用についてである。これは決着に至るまでにかなりの曲折を経なければならなかった。なぜならば、一院制の採用を主張する人間が少なからず存在したからである。同盟会の機関紙『民立報』の主筆であった章士釗は、宋教仁とともに一院制論者であった。[2] 彼によれば、二院制主張者の論拠には、専横説、軽躁説、抵触説（または調和説）、機会説の四つがあった。[3] 専横説とは、一院だけでは国会は専横に走りやすいので、これを防ぐために第二院を設置するというものである。軽躁説とは、一院だけでは軽はずみに議決することに陥りやすいので、第二院を設けてそれを矯正するというものである。抵触説とはすなわち、国会と国会以外の他の機関との調和を計るというものである。そして機会説とは、優秀な人材をより多く登用するために、二院制を採用するべきであるという主張である。さらに、これらの諸説に加えて章は、二院制議会は当時の先進国がおしなべて

採用していることにも関係していると述べている。[4] 討論の結果、章の主張は受け入れられず、二院制が採用されるところとなり、名称に関しては、参議院、衆議院に決定した。

性格・組織について、討論の場では、衆議院は人口比例主義を、参議院は絶対均等主義を採用すべきであるという意見が極めて有力であった。[5] 人口比例主義とは、各選挙区の人口数に応じて議員数を配分するというものである。一方、絶対均等主義とは選挙区の大小、選出母体の大小に関係なく、一律に同数の定数配分をするものである。結局、衆議院は人口比例主義が採用され、人口八〇万人に一人の割合で議員を配分することになった。[6]

他方、参議院は絶対均等主義が採用された。そこで問題になったのは選出母体をいったいどうするかということであった。これについては次のような二通りの考え方があった。一つは省議会を選出母体とする、いわゆる「地方代表主義」であり、もう一つは職業別団体を選出母体とする、いわゆる「特殊勢力代表主義」である。[7] 討論の結果、①「特殊勢力代表主義」のめざす理想は高いが、現在は各種団体がほとんど発達していないために、十分な結果を得ることができない、②将来、省議会と民政長との衝突、中央と地方との衝突、などにおいて参議院の調停を頼みとしなければならない、という理由により、[8] 部分的に「特殊勢力代表主義」が取り入れられたものの、全体としては「地方代表主義」に決着し、各省には一律一〇名の定数が配分されることになった。[9]

このように、省議会が参議院の選出母体となったことは、必然的に省議会を制する党が参議院議員の議席をも制することを意味する。すなわち、省議会議員、衆議院議員の選出方法にはほとんど差異がなかったことから、選挙の結果は、直接選挙、間接選挙の違いはあってもほぼ同じ結果となったのであった。[10]

これらの経緯を見る限り、国会の場にもかなり強力に、地域の利害関係が持ち込まれつつあったことがわかる。同様なことは、他に、たとえば、臨時参議院においても、張振武・方維暗殺事件の際にみられた。[11] 地域的利害関係は時として民国の議会政治に対する極めて強力なバイアスとして存在したといえよう。

さて、次には有権者の問題である。参議院の場合は、前述の如く省議会議員が選挙権保有者である。一方、衆

議院の場合は参議院に比べてかなり複雑である。選挙方法は二段階で、それぞれ初選挙、覆（複）選挙と称し、初選は原則的には県を単位とする。[12] ただし、これは「衆議院議員選挙法」第六十八条の「覆選当選人は初選当選人を以て限りと為さず」という規定を勘案するならば、覆選の有権者を選出するという意味が強いように思われる。覆選は、いくつかの初選区を合して覆選区とし、初選当選者の互選（投票）によって最終的な当選者を決定する。[13]

問題の要は有権者資格である。必ず満たす必要のある条件として、①中華民国の国籍を有する者、②満二十一歳以上の男子、③選挙人名簿作成以前において、選挙区内に二年以上居住している者、という条件があり、これらを満たした上で、さらにどれか一つを満たさねばならない条件として、①直接税（現実には税制が不備であったため、地丁、漕糧）を年二元以上納める者、②価値五百元以上の不動産を所有する者、③小学校卒業以上の学歴を有する者、④小学校卒業以上の学歴に相当する資格を有する者、という制限が課せられていた。[14] これらの条件の中で特に注目しなければならないのが、納税額による制限条項である。明らかに地主に対して有利な条件となっており、[15] 後には商工業従事者の不満が表面化することになる。[16]

ところで、このような財産制限は、当時いったいどのように考えられていたのだろうか。たとえば、「約法」第五条から十五条には、主権者である国民の自由、平等、権利、義務についての諸規定が定められている。また、その第十二条には「人民は選挙および被選挙の権〔利〕を有する」とある。そして、『民立報』には次のような議論が見られる。

国家に対して、国民一人一人はみな政治に参与する権利を有す。〔また〕人々は一人一人みな国務を担任する責任を有す…。[17]

以上の議論からは、人民、国民という用語の差こそあれ、一般大衆が主権者であるかのようである。しかし、章士釗は自らのイギリス留学で学んだことを基礎に、次のように述べている。

選挙権はその要求をほしいままにするための武器として用いるものでなく、実に個人の、社会公益に対して負うところの責任を履行する〔ための〕ものでで

ある。(中略) すなわち、選挙権を規定するときに、まず注意すべきことは、有権者がこの責任を負えるだけの資格を必ず備えているべきだということである。(中略) 責任を表示する指標としては財産が最も適当である。遊惰無業の民は常に社会を混乱させている。しかし、おおむね財産を有する者はそうではない。また、議会はもっぱら全国の財産を管理する枢紐である。[18]

また、参議院での議論も次の如くであった。

中国の今日の選挙に制限を設けなければ、国家の大事を極めて大量の浮浪の人に託すことになり、その危険はどうして言うにたえようか。(中略) 故に制限を設けなければならない。[19]

これらのことから、当時、選挙権に制限を加えることは余りに当然視されていたということがわかる。したがって、第一回国会選挙自体が、また、次章で述べる如く、国民党宣言にみられるように国民党自体が、少数エリートを中心とするような性格を持っていたとしてもなんら不思議はなかったといえよう。

二　国民党の成立とその組織

清末にその源を発する欧米的議会制度の中国への移植は、必然的に (政) 党 (および政党的性質を有する団体＝社団) の出現を招来した。張玉法氏の調査によれば、一九一一年一〇月一〇日の武昌蜂起から一九一三年末までの二年余だけに限定したとしても、新たに結成された (政) 党は六八二団体にのぼり、それらの中で政治的性格を持つものは三一二団体であった。成立地点には明らかに偏りがあり、政治の中心地であった北京、上海だけでその半ば以上を占める。[20] 一九一二年一月一日の南京臨時政府の成立、その後の南北和議、清帝の退位、共和制の採用が決定的になるに及んで、秘密結社的組織から公開政党への改変、政党同士の合併による有力政党の出現等を経て、政党はきわめて重要な政治的位置を占めるようになった。その濫觴は共和党の出現であった。共和党は一九一二年五月、同盟会から分かれた統一党、民社、(前) 国民党、国民協進会、国民公会の五党の合併により成立した。[21]

一方、国民党の前身は中国同盟会である。同盟会は、

既に知られている如く、一九〇五年八月、東京で結成された。そして、同盟会は清朝の打倒を最大の目標に掲げ、中国本土や海外各地に支部を設置しつつ、武装闘争を遂行した。しかし、南京臨時政府が成立するや、宋教仁等の「右派」グループの提起によって、一九一二年三月、同盟会は秘密結社から公開政党に改組されたのであった。さらに、同年八月、再び宋等の尽力により、同盟会は同盟会に比較的立場の近い統一共和党、国民公党、国民共進会、全国聯合進行会、共和実進会の五党を合併し、国民党を結成したのであった。[22] それでは、国民党はいったいどのような性格を持った政党だったのだろうか。

国民党の結成にあたっては、国民党宣言（以下『宣言』とする）が起草された。[23] これは、国民党の大まかな活動の方向性を謳ったものである。『宣言』ではまず、国家の盛衰は政治の善し悪しに関係し、政治の消長は政治体制に関わりなくその担い手如何であると説き起こす。その上で、現在は共和制となっており、主権者が国民全体であるということが大前提とされている。これは、『約法』第二条と同じ立場である。[24] しかし、国民個々には能力の差異あることから、国民個々の中から優秀な人物を選んで議会・政府を構成し、全国民を代表する必要がある。また、生まれたばかりの立憲共和制を支え、国民を精神的に統合し、指導して行く役割を果たすのが、少数の優秀な人物によって構成される政党なのであるという。そして、将来的には二大政党制による議院内閣制の実現を期し、その一翼を担うことが、国民党の志向するところであった。

国民党の主要な活動目標は党綱に盛られている。それは、①政治の統一を保持する、②地方自治を発展させる、③種族の同化を促進する、④民生政策を採用する、⑤国際平和を維持する、である。同盟会時代の党綱に比して、進歩的・急進的側面を喪失している点はすでに先学によって指摘されているところである。これは組織の拡大に際して、より広範な階層の加入を促すためにはやむを得ない措置でもあった。[25] その結果、国民党の政綱は最大のライバル党である共和党の政綱と際だった差異の無いものになった。[26]

さて、組織についてみてみよう。組織の頂点に立つのは、北京に置かれた本部である。その統轄の下に、国外で党員数千人以上の所には支部、それ以下の所には分部

を設けた。また、国内各省毎に省都に支部を、各府、庁、州、県毎に分部を設け、各省都以外の商業都市・開港場には交通部が設置された。支部は、その省の党務を総轄し、分部を監督する責務を負い、また、分部はその地区の党務の責を負った。[27]

本部は、国民党結成時の各党の合意事項にしたがって理事制が採用された。理事は国民党大会の場で党員の投票によって選出され、定員九人、任期は二年、理事間の互選により理事長を選出する。[28] 理事長は事実上の党首であり、孫文が選出された。[29] そして、これらの理事の下に組織が統轄・運営されるというしくみとなっている。

党員は、中華民国の公民資格を有するもので、国民党の根本理念に賛同するものであれば、党員二人の紹介によって誰でも入党できた。[30] ただし、入党条件については、本部と各支部・分部とでは若干の相違がある。たとえば、「国民党支、分部交通部規則」では、満二十歳以上であること、という年齢制限が加えられている。[31] これはおそらく、「衆議院議員選挙法」第四条に定められた有権者資格の年齢制限（満二十一歳以上）を強く意識してのものであろう。

政党が活動を行うにあたっては、党員のほかに財政的裏付けが必要である。国民党の公式な活動資金源は五種である。恒常的性格のものとしては、党員が入党する際に納付する入党金と、毎年の党費（常捐）とがある。これに加え、臨時性を帯びるものとして特別費（特別捐）があり、さらに、党員でかつ官吏・議員であるものが月々に納付する所得捐、そして、党の資産を担保にした借金である。しかし、現実には、これらの調達方法による収入だけでは全く不足し、結局、党中央はそれを国民党系勢力が政権を持っている広東省、江西省などの各省の援助に頼らざるを得なかった。[32] このような事情は、必然的に国民党に地方分権的綱領を掲げさせることになり、また、同党の実質的な指導者であった宋教仁が、将来的に中央政府による地方首長の任命を中心軸とする中央集権体制の確立を展望しながら、それの実行をしばし見合わせていた原因の一つと言えるだろう。

三　選挙の展開

選挙の実施にあたっては、法制度上の準備に加えて、選挙を運営する組織が必要である。その組織としては、

中央に内務部に直属する籌備国会事務局が設置され、全体のとりまとめを行った。しかし、実務は各省毎を単位とする選挙総監督に委ねられ、これには各省の行政長官（都督あるいは民政長）が充てられた。また、各県ごとに、その地区の行政長官が初選監督として任命され、その下で選挙人名簿作成等の選挙事務を遂行した。覆選監督は、選挙総監督によって委任され、やはり覆選事務の一切を行った。[33] しかし選挙に臨んで、準備不足等に起因する混乱を回避しえなかった。[34]

また各政党は、投票時には手段の限りを尽くして自党候補者の当選をめざした。それらの状況は当時の新聞に頻出している。ここでは国民党に関係するものに限定し、いくつか紹介するにとどめることにする。

浙江省第四区衆議〔院〕覆選では、国民党の徐象先、林玉麟、殷女驪はもっぱら金銭を用いて証書を買収し、他の人に投票させた。値の最高は一票三百元にもなり、不肖の徒が迎合した。驚くべきことは、まだ投票が終わっていないのにすでに「某々が当選する」ということをあらかじめ知り得たということである。だから、他党員で才能・品位・人望があり、当選するに足りるものでも、金の力にはかなわず、…。[35]

あるいはまた、

滄州（直隷省—註田中）第四区国会覆選の前日（一二月九日—同）、国民党は自党への投票を強要するために、強引に民主党員李宝書、趙熙両人を捕らえ連行した。その様子は周囲を数十人でとり囲み、そのうち三人は銃を持ち威嚇するといった具合である。[36]

以上の二つの例は、国民党と他党との間の事例である。政党間の競争は、政党同士の勢力の拮抗している地域ほど激しかったようである。[37] このような政党間の争いに加え、同一政党に所属する候補者同士が、出身地域が異なるために激しく競争するといった、地域間の競争もまた激しかったようである。[38] そのような競争を回避するために、国民党は初選当選者を一同に集め、私見や地域感情にとらわれないようにはたらきかけを行った。[39]

一方で、様々な働きかけを受ける側は、いったい選挙に対してどの様な認識を抱いていたのであろうか。次のような事例から、その一端をかいまみることができよ

う。

人民の中には、選挙がいったいどのようなものであるか知らないものが多く、かつその上選挙調査を免れてこの上もない幸福とするものがいる。民智の暗愚さの、かくの如き状態はまことに嘆かわしい。[40]

さて、選挙に臨むにあたって、国民党はいったいどのような活動を行っていったのだろうか。それらについてみてみよう。

まず国民党全体としての、新聞・雑誌等による宣伝活動についてである。武昌蜂起以後、新聞・雑誌の創刊は激増し、その総数は五百余種、発行部数四千万部前後に達したという。[41] これらのほとんどは政党に関係するものであった。[42] 同盟会＝国民党系、共和党系の新聞・雑誌社はともに北京、上海、天津、武漢、長沙等の各省の主要都市に設立され、これらの都市での世論形成におおいに重要な役割を果たした。[43] 特に、同盟会＝国民党系の新聞社は、国民党成立後、党の指導の下に、北京で国民党新聞団を結成し、歩調を合わせて宣伝活動を行うほどの力の入れようだった。[44]

これらの宣伝活動は、自党に有利な世論を形成し、選挙に勝利すること、および、議会や政府内での権力闘争を有利に展開することを主要な目的としていた。[45] したがって、「政争と営利以外に社会の木鐸としての記者の天職を自覚せる者無し」との批評にみられる如く、これらの活動はややもすれば「党争」をよりいっそう煽り立てる結果に至った。[46]

次に地域に密着した選挙活動についてである。その基本的な活動は人材の確保、宣伝活動、組織の拡大等に集約されよう。それらを、主に奉天省の事例を通じてみてみよう（＊印は判読不明文字。以下、『盛京時報』からの引用は月日のみを文中に付す。七月から一二月までは一九一二年、一月から四月までは一九一三年である）。

奉天省の選挙は、一二月中に省議会議員および衆議院議員の初選が、一月中にそれらの覆選が行われ、そして二月一八日に参議院議員が選出された。同省は総有権者数八九万二千余名、初選区五三、覆選区四、定数は省議会六四、衆議院一六、参議院一〇名である（一二月一五日）。個々の初選区の有権者数のデータは完備していないが、たとえば、法庫庁の場合は、選挙権、被選挙権をともに持つものが七千四十六人、選挙権のみを持つもの

四百六十七人、選挙権は持つものの、被選挙権を停止されているもの（小学校教員、学生）百十八人、計七千六百三十一人である（一〇月二〇日）。

奉天省をはじめ、東三省は、辛亥革命時には同盟会員藍天蔚などによる独立を目指す動きが存在したものの、東三省総督趙爾巽の弾圧により、結局は独立を果たせなかった地域である。[47] このことからもわかるように、東三省においては元来、同盟会系勢力はそれほど強固だったわけではない。[48] したがって、同盟会＝国民党にとって、いかにして自己の勢力を扶植するかが極めて重要な事柄であった。

勢力拡張の第一歩は組織の拡大である。ライバルである非国民党系政党の地方組織（奉天を除く）の成立は『盛京時報』紙上に十四ヵ所（共和党七、共和具進会三、その他四）みられる。実際にはこれ以上あったことは想像に難くないが、全省的にはやはり国民党が優勢であった。国民党の組織の拡大に大いに貢献したのが奉天省出身で、統一共和党の中心人物であり、また、当時、臨時参議院議長の要職にあった呉景濂である。呉は奉天省議会や各種団体に対して盛んに手紙を送り、国民党への入党を勧めたのであった（一月一〇日）。その甲斐あってか、同盟会＝国民党の組織は上表のような展開を遂げた。

地域	成立月日	出典（『盛京時報』）発起人
奉天	七月三一日	（前身は同盟会）
営口	八月二一日	（前身は同盟会）
阿城	九月　一日	同盟会員任志虞
海竜	九月　三日	（前身は同盟会）
錦州	九月　六日	同盟会主任馮朝万、英子福
義州	九月二二日	同盟会分会会長王鶴豊（鳳）
蓋平	九月二五日	同盟会員賢立民、王清五
奉化	一〇月一九日	国民党員顧友棠
寧遠州	一〇月三一日	
復州	一一月　八日	州議事会議長張楽民
撫順	一一月二八日	警務長王則陽
昌図	一一月二七日	
遼源	一二月　七日	国民党奉天支部特派員沈琨

この表から、組織拡大の形態は、元来あった同盟会支部と他党支部とを合併して国民党支部分部としたもの（奉天や営口等）、国民党成

開原	一一月三〇日	一二月一、五日　国民党員書紹張、丁士珍、張魁五、景連五
遼陽	一二月　八日	一二月一一日　国民党発起人李修蓉
新民		一二月一三日　典史趙竹甲
法庫	一二月　八日	一二月一二、一七日
大連		一二月一八日　曲大川
東平	一二月　九日	一二月一九日　省議会議員楊顕青、杜変銓
本溪		一二月二〇日
岫厳		一月　七日　鄧国庸、趙文奎
西豊		一月　八日　省議会議員曲海瀾
西安	一二月二六日	一月一〇日　国民党奉天支部特派員金選山
山城鎮	一月二一日	一月二八日　国民党員于中泰、鄭国橋
牛荘	二月一二日	二月一九日　北閔郷会王吾廷、王岳東、張香閣
安東	三月　二日	三月　七日　于荆山
荘河		四月　六日　国民党奉天支部特派員劉演正
鳳凰		四月一二日　鳳凰県女校経理員丁宮宸
遼中	四月二〇日	四月二九日

立後、奉天支部から党員が派遣されて組織作りを行ったもの（遼源、西安、荘河等）、地区の党員が中心となって結成したもの（阿城、錦州等）などさまざまであったことがわかる。

組織の拡大にとともに重要なことは、その充実と人材の確保であった。国民党の各支部を見渡してみても、たとえば「本分会は、選挙（初選―註田中）以前においては、邑中の最も名誉のある人を捜して、紹介し入会させる」という方向を綱領として明確に打ち出している地方組織もあれば[49]、現実の選挙活動の中で必要に迫られて、地方有力者のみに対象を絞らず、未加入者をそれこそ強引に引き込むといったこともあったようである[50]。前者のような事例は奉天省でもみられた[51]。

さらに具体的な事例を通じて地方組織の状況をみてみよう。たとえば、国民党岫厳分会の職員構成はつぎのとおりであった（一月一五日）。

正部長	尚徳凱	前商会総理	
副部長	王春芳	教育会長	江導南　勧学員
基金監	丁克松	楊永豊	
審計員	金棹齢	李鳳文	
総務正主任	曹懐慶	前収捐総董	
副主任	李鳳林	州議事会副議長	
交際正主任	趙甲奎	自治董事	

副主任　江魁九
政事正主任　副主任　何昌　于文翰　南校校長
文事正主任　副主任　于麟閣　州署統計科長
会計正主任　副主任　石麟　前教練所長　徐＊岐　商会文＊員
評議会正主任　副主任　趙書麟　王尭臣　郷学教員
政務研究会正主任　副主任　于竜渓　南校教員　何景昌
副主任　于徳峻　南校監学

この表からもわかるように、国民党岫厳分会の主要な役職は、この地区の自治機構や商会などの団体の有力者であると思われる人々によりかためられていた。また、以下に述べる営口の例と異なり、学校関係者が目だつ。それでは、営口のような開港場・都市はどうであったのだろうか。国民党営口交通部の組織の展開過程においてそれをみてみよう。

前述のように、国民党営口交通部の前身は同盟会営口支会である。民国元年八月の段階で、党員数は女性党員を含めて約七十人であった（八月二一日）。組織の核となっていたのは、営口を中心に一日千五百部ほどの発行部数を持っていた民舌報社である（七月二四日）。このときの職員は次表のとおり（八月二一日）。

正部長　胡子普　民舌報総理（社長）
副部長　王克権
総務議長　張梯青　営商報編集
政事議長　王精一　民舌報館員
財政議長　李恒瑞　肇興公議総理
交際議長　馮蘊璋　俄領事署訳員
文事議長　斉聞韵　自治会文牘員
評議議長　顧少華　京奉車站稽査

その後、十一月には、党員数は二倍以上の百六十人余に増え（一一月七日）、順調な発展を遂げつつあったことがわかる。胡子晋、王精一等は、さらに、党員の獲得を目指して、郷紳、商人に対するはたらきかけを行うべく、演説員を六つの郷鎮に派遣した（一一月八日）。十二月には、元来、非同盟会系の政党であった（営口）共和具進会を合併し（一二月四日）、翌年二月には合併に伴う役員の改選を行った。その結果は次表のとおりである（二月二七日）。

正部長　胡子晋　民舌報社長
副部長　鄭閣田　勧学員長
総務主任　王而民　民舌報副主筆

政事主任	王朗亭	聯合会協理
会計主任	金是珠	吉江官塩採運局総弁
交際主任	楊閣＊	自由党演説団管理員
文事主任	鄭爽夷	民舌報正主筆
政務研究会主任	田雨三	城廟議事会議員
評議正部長	劉際清	城廟議事会議長
副部長	顧少華	京奉路関外総車稽査員

組織の改編後も、民舌報社が中心的役割を負っていたのは変わらないが、営口地区の自治団体関係者や政党関係者の役員就任が以前に比べての新しい動きであり、注目できる点である。これは、政党組織の参加者層の拡大・充実を示すものにほかならないといえよう。

組織にとって、人材の充実とともに、党員数の拡大もまた重要な問題であった。各分会成立後、地域に密着した運動を展開すべく、国民党の分会自体が学校の創設に手を出したり、あるいは銀行の経営を行ったりする例があった（一月八日）。その結果、たとえば、新民分会は、入党希望者のあまりの多さに入党の制限を行った（一月九日）。また、蓋平（蓋県）などは共和、民主両党の党員がほとんどおらず、ひとり国民党のみが隆盛を極めたという（二月二七日）。国民党はおおむねのところ勢力拡大に成功し、「（城市の―田中註）人民が続々と入党」するという状況となったようである（一月二二日）。しかし、国民党加入者が城市居住者に偏る傾向もあったことから、各分会は、郷村への浸透を目指して党員を派遣したり、あるいは演説団を組織して宣伝活動に努めたりしたのであった（一一月五、三〇日、一月九日、三月二七日）。そして、これらの分会は、投票日には投票会場近辺に選挙人招待所なるものを設置し、投票に来たものに対して自党への投票をはたらきかけたり、あるいは党員のために便宜を図ったりしたのであった（一月一五日）。

選挙の結果、前述の如く国民党は院内第一党となった。また、従来、それほど強固な基盤を持っていなかった奉天省でも、参議院議員は定数一〇名中七名を、衆議院議員は実に定数一六名中一五名を、そして省議会議員は六四名中四四名を国民党籍議員が占めるに至ったのであった（二月二八日）[52]。選挙実施と並行して、すなわち、初選の状況が明らかになりつつある頃から、多数の人々の国民党へのなだれ込み現象が生まれた。これは他党員の国民党への鞍替え、あるいはそれに関連して、国民党分

部の新設という形で現れた（一月二三、二八日、二月二〇日など）。これらのことは、政党や選挙というものがいかに受け入れられていたかという一側面を表しているのではないだろうか。

終わりに

国民党の勝因については、先行研究でもいくつか取り上げられている。一方、南方各省と北方諸省とでは、事情の若干異なる点も存在する。しかし、双方に共通しているのは、第一に、国民党自体が中央政府においても、地方政府においても、それぞれに権力側に対して協調的姿勢で臨んだことであろう。第二に、国民党本部の指導の下で、各省支部が組織を順調に拡大し、きめこまかい組織網を敷くに至ったことであろう。そして第三に、国民党結成にあたって、それまでの同盟会の綱領を改変し、穏健化したことであろう。「革命」的・急進的綱領の廃棄、地方自治重視の方向性を打ち出したことは、地方「名望家」の政治参加欲をも十分に刺激した。その結果、それは政党への加入、選挙への参入という現象となって現れた。

これらのことは、視座を変えてみてみるならば、国民党が地方有力者を取り込むことによって組織を拡大して行った過程を確かに示しているといえよう。また、地方有力者は国民党に加入することにより、中央とのパイプを維持し、地域の利益、ひいては自己の利益のよりいっそうの獲得・擁護に努めたと考えられる。

しかし、投票率の低さが如実に物語っているように、有権者全体の選挙に関する関心はそれほど高かったわけではない。[53] それについては、教育の問題など様々な要因が考えられようが、その一因として政党の浸透度の問題も挙げられよう。それはせいぜい城市止まりであったようである。一方、選挙自体に関心を持っているものでさえも、その中身は、前述の如く、議会は財産を守るべき要であるという考え方により参加した者、あるいは伝統的な官僚志向から参加した者、あるいは宋教仁のように、欧米的近代国家の建設を夢みて参加した者等、多様性を帯びていた。[54] このような事情は、政党間、地域間、個人間の激しい競争を呼び起こし、激烈な違反行為の温床ともなった。そのような複雑な方向のベクトルがこの第一回国会議員選挙になだれ込んでいき、民初の政局を形作

って行ったのであった。

国民党自体に即して言うならば、国民党は明確な綱領を持ったいわゆる政党とは異なり、全くの「名望家」政党であった。組織は、北京本部の統轄の下に各支部が従うというものであったが、資金面ではむしろ地方組織からの援助に頼らざるを得ない状況であった。それはいきおい地方自治の方向性を打ち出さざるを得なかったことにつながるといえよう。

以上、本稿では、国民党に焦点を絞り、中華民国第一回国会議員選挙をみてきた。しかし、それは全くの一面を考察したに過ぎない。これ以降、正式国会が開会し、ようやく軌道に乗るかと思えた議会制度は、しかし、袁世凱の弾圧のため、ほとんど麻痺状態に追い込まれた。そして以後、激動の続く政治の中で、十分に機能することなく存在価値を失って行き、ややもすれば時の政権に都合良く利用されるだけの存在となってしまった。そして、形骸のみを残す中央に代わって、議会制度は地方に引き継がれ、機能することになる。視点を変えて言うならば、全中国的に軍閥混戦の渦の中に巻き込まれて行く過程で、議会制度は地方の権力機構の重要な一翼を担って行くことになったのである。このような中国固有の、かつ伝統的な問題であるところの集権・分権の問題等との関係など、考察すべきことはまだまだ多い。それらは次の課題としたい。

(1)　先行研究には、狭間直樹「中華民国第一回国会選挙における国民党の勝利について」『東方学報』五二号、一九八〇年三月。張朋園「従民初国会選挙看政治参与」『中国近現代史論集』四、一九八〇年七月。張亦工「第一届国会的建立及階級結合」『歴史研究』一九八四年第六期。張玉法『民国初年的政党』一九八五年五月、徐輝琪「論第一届国会選挙」『近代史研究』一九八八年第二期などがある。また近年、通史、概説書などでも議会・政党・選挙についての記述が大幅に増加している。たとえば、章開沅・林増平編『辛亥革命史』人民出版社、一九八一年七月、と李宗一主編『中華民国史』第二編第一巻上、中華書局、一九八七年九月、とを比較してみると一目瞭然であろう。

(2)　章士釗に関する先行研究には後藤延子「民立報期の章士釗」信州大学人文学部「文化受容とその展開（特定研究報告書）」、一九八五年三月、同（続）『信州大学人文学部人文科学論集』第二〇号、一九八六年三月、同（完）『人文科学論集』第二三号、一九八九年三月、鐙屋一「民国初期における章士釗の政治論」『現代中国』第六〇号、一九八六年、同「民国初期における章士釗の議会主義政治論」

『史境』第一七号、一九八八年一〇月などがある。

(3) 章士釗「二院制果足以防国会之軽躁乎」『民立報』一九一二年四月五日、および同「一院制之主張」同五月六日など。

(4) 章士釗「一院制議之発端」『民立報』一九一二年四月一日。

(5) 『申報』一九一二年五月三〇日「国会組織問題」、同六月一日「参議院商定国会組織大綱」。

(6) 「国会組織法」第三条。

(7)、(8) 『民立報』一九一二年五月二四日「十八日参議院委員会記」。

(9) 「国会組織法」第二条。

(10) 第一回国会議員選挙の結果、国民党は、衆議院で五九六議席中二六九議席を、また、参議院では二七四議席中一二三議席を獲得した。議席占有率はともに約四五パーセントである。

(11) 当時の政府と政党との関係から言うならば、同盟会＝国民党は下野しており、いわば政府を監督するという立場を自任していた。一方、共和党は政府よりの姿勢を取っていたが、暗殺された張振武・方維がともに湖北出身であったことから、湖北出身の共和党員たちは事件の報に接して激昂し、激しく政府の責任を追求する姿勢をみせた。『時報』一九一二年八月二九日黄遠庸「張振武案一礼拝之経過」など参照。

(12) 「衆議院議員選挙法」第二、十条。

(13) 同右第十一、六十七条。

(14) 「衆議院議員選挙法」第四条。

(15) 『時報』一九一二年九月一六日「参議院第七十次常会紀要」によると、九月一〇日、大総統の諮詢により、参議院では「衆議院選挙法」第四条の解釈について討議を行った。討論時、直接税の解釈について次のような解釈案が提出された。①地租、所得税、営業税を直接税とする。②本人が直接に納税したものをすべて直接税と見なす。③地丁・漕糧のみとする。議決の結果、③に賛成するものが過半数を越えた。

(16) 『時報』一九一二年一一月五日「工商界要求選挙権熱」。このような動きは北京のみならず、地方でも起きている。『盛京時報』一九一二年一一月二日参照。

(17) 『民立報』一九一二年一一月七日「論国民不可不尊重選挙権」。

(18) 『民立報』一九一二年五月一八日「論選挙権」。

(19) 『時報』一九一二年七月一六日「参議院紀要」。

(20) 張玉法前掲書三三、三五頁および同書付録一。

(21) 佐藤俊三『支那近世政党史、大阪屋号書店、一九四〇(昭和一五)年一一月、七〇頁。波多野乾一『支那政党史稿』、一九一八(大正七)年二月、七二頁。謝彬「民国政党史」『辛亥革命』八など参照。

(22) 国民党結成の経緯については拙稿「民国元年の政治と

宋教仁」『歴史学研究』および久保田文次「辛亥革命と孫文・宋教仁」同四〇八号、一九七四年五月を参照。

(23) 羅家倫主編『革命文献』第四一輯「民国初年之国民党史料」七～一〇頁。

(24) 『約法』の条文は、特に断わりの無いものは、『中華民国開国五十年文献』第二編第二冊「開国規模」による。

(25) 拙稿「民国元年の政治と宋教仁」参照。

(26) 共和党の政党の政綱はつぎのとおり（佐藤前掲書、波多野前掲書等参照）。

①全国統一を保持し、国家主義を採用する。

②国家権力を以て、国民の進歩を援助する。

③世界の体制に順応し、平和実利を以て立国する。

(27) 前掲『革命文献』一二、二七頁。

(28) 前掲『革命文献』一三頁。

(29) 一九一二年八月二五日の国民党大会の場では、次の九人が理事として選出された。『民立報』一九一二年八月二六、二七日「専電」などより作成。

孫文	一一三〇票	広東	同盟会
黄興	一〇七九	湖南	同盟会
宋教仁	九一九	湖南	同盟会
王龍惠	九一五	広東	国民共進会、同盟会
王人文	九〇九	雲南	国民公党、同盟会
王芝祥	七九七	直隷	
呉景濂	五七八	奉天	統一共和党
張鳳翻	五七八	陝西	同盟会
貢桑諾爾布	三八四	蒙古	

(30) 「国民党規約」第四、五条。以下、「規約」とする。「規約」については特に断わりが無い場合は、前掲羅家倫主編『革命文献』第四一輯によった。

(31) 前掲『革命文献』三八頁。

(32) 前掲『革命文献』一五頁。

(33) 「衆議院議員選挙法」第十三、十四、十五条等参照。

(34) たとえば、選挙人名簿作成後、登録漏れが多数発見された例や、投票日当日に、有権者が大量に来場したため大混乱をおこし、有権者をチェックしきれなかった例など、枚挙に暇が無い。

(35) 『時報』一九一三年一月二二日「浙江覆選之風潮」。

(36) 『時報』一九一三年一月二七日「直隷第四区複選大衝突」。

(37) 『順天時報』一九一二年一二月一七日「衆議院初先挙之状況」。

(38) 潘乃徳「我競選国会議員的経過」『文史資料選集』（合訂本）、中国文史出版社、第二八冊、八二輯、一九八六年九月、二一四頁。

(39) 『順天時報』一九一三年一月一四日「国民党初選人開会」。

(40) 『申報』一九一二年一二月二日「敬告国会選挙人」。同一九一三年一月一一日「選挙人心理之実測」では投票行動

について①自己の意志によってのみ投票するもの、②政党の意志を自己の意志とするもの、③その地域地域の意志を自己の意志とするもの、④交友関係を自分の意志とするもの、⑤無意志のものと分類している。

(41) 戈公振『中国報学史』三聯書店、一九八六年一月、一七八～一八一頁。

(42) 方漢奇『中国近代報刊史』山西人民出版社、一九八二年三月、六八八頁。なお、北京、上海の新聞と政党との関係および中国の新聞については、神谷正男編『宗方小太郎文書』、原書房、一九七五年三月、三一二～三一八頁、同(続)四三四～四八九頁に詳しい。

(43) 前掲『中国近代報刊史』六九七、七〇五頁。

(44) 同右六九〇頁。

(45) 同右七〇二頁。

(46) 前掲『宗方小太郎文書』三一七頁。

(47) 以下、東三省の清末から辛亥革命にかけての政治状況については、特に断わりの無い限り、西村成雄『中国近代東北地域史研究』、法律文化社、一九八四年一二月、によった。

(48) 辛亥革命時には、奉天には張榕、藍天蔚ら革命派、趙爾巽、袁金鎧ら反革命派(保皇派)、そして呉景濂を代表とする中間派(改良派)の三派があったという。秦誠至「辛亥革命与張榕」「辛亥革命回憶録』第五輯、文史資料出版社、一九八一年八月、五九七頁。

(49) 「同盟会粤支部西寧分会報告書」前掲『革命文献』一三〇頁。

(50) 『順天時報』一九一二年一二月一八日「片片録」。

(51) たとえば『盛京時報』一九一三年四月五日「国民党奉天府分部弁事規則」政事科運動事項(丙)には「地方官吏および自治団体議員董事との聯絡に関すること」という項目が明記されている。そして、実際、奉天支部で、交渉司を務めていた于冲漢という人物が入党した例がみられる(一二月一七日)。

(52) 全省一律に国民党が強かったわけではない。たとえば、省議会議員錦州地区覆選では、一六人中六人が共和党員であった(一月二一日)。また、参議院議員に関して、たとえば、前掲『民国初年的政党』では五人となっているが、選挙直後においては七人であった(二月二八日)。

(53) 徐輝琪前掲論文では、上海の投票率の試算があるが、先進地帯であった上海でも約二五パーセントほどである。

(54) 『順天時報』一九一三年一月一三日「運動議員之心理」、同三月二〇日「作官思想」。

(一橋大学大学院博士課程)